官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

## 目次

（省令）
○薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働七九）　一

## 省令

○厚生労働省令第七十九号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十四項、第七十六条の四及び第七十七条第一項の規定に基づき、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月十五日　厚生労働大臣　田村　憲久

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中第百十八号を第百二十号とし、第九十四号から第百十七号までを二号ずつ繰り下げ、第九十三号を第九十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

九十五　メチル＝二－〔一－（五－フルオロペンチル）－一Ｈ－インダゾール－三－カルボキサミド〕－三－メチルブタノアート及びその塩類

第一条中第九十二号を第九十三号とし、第十七号から第九十一号までを一号ずつ繰り下げ、第十六号の次に次の一号を加える。

十七　Ｎ－（一－アミノ－三－メチル－一－オキソブタン－二－イル）－一－（シクロヘキシルメチル）－一Ｈ－インダゾール－三－カルボキサミド及びその塩類

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

（薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令の一部改正）

2　薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成二十六年厚生労働省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

本則中「第一条中第三十二号」を「第一条中第三十三号」に、「第三十三号を第三十二号」を「第三十四号を第三十三号」に、「第三十四号から第百十八号」を「第三十五号から第百二十号」に改める。